

正法」という。)」が平成 26 年 11 月 20 日に施行され、同日に関係する政省令等も施行されました。関係資料については、以下の HP に掲載されています。

(国土交通省 HP)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html

今回は改正法や関係する政省令等について、簡単に紹介させていただきます。

・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

改正法は平成 26 年 5 月 21 日に公布され、平成 26 年 11 月 20 日に施行されました。少子高齢化やモータリゼーションの進展等、交通を取り巻く状況が変化中、改正法により、地方公共団体が先頭に立って、持続可能な公共交通ネットワークを構築する枠組みが実現されています。主な改正内容としては以下の 2 点です。

(1) 地域公共交通網形成計画

まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性を確保し、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を図る観点から、現行の地域公共交通総合連携計画を、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための「地域公共交通網形成計画」に改正しました。

主な変更点としては、

- ・都道府県も市町村と共同する形で地域公共交通網形成計画を作成することができることとした
- ・地域公共交通網形成計画の記載事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加した
- ・コンパクトシティ化など都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする旨を新たに規定が挙げられます。

(2) 地域公共交通再編実施計画

改正法により新設された地域公共交通再編事業は、①都市機能の配置にあわせて既存の路線等の編成を変更して新規路線の設定や集約を行う、②既存事業者の行う事業を廃止して他の種類の旅客運送事業に転換することなどにより、地域公共交通網を再構築するための事業です。

地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合には、手続のワンストップ化や計画通りに事業が実施されない場合の勧告・命令など、計画の実現を後押しする措置が実施されることとなります。

現行法においては、LRT・BRTの導入や鉄道事業の再構築等に関する事業が法定されていましたが、全国の多くの地域で課題となっているバス路線の再編など、地域公共交通ネットワークを再構築するための事業が位置付けられていませんでした。そこで、今回の改正においては、地方公共団体が支援を行いつつ、関係者と合意形成しながら地域全体として効率的で使いやすい公共交通を形成していく「地域公共交通再編事業」を創設しました。具体的な再編の手法としては、

- ・都市機能の配置にあわせて既存の路線等の編成を変更して新規路線の設定や集約を行う
- ・既存事業者の行う事業を廃止して、他の種類の旅客運送事業に転換する
- ・利用者が非常に少なく採算の取れない路線について自家用有償旅客運送による代替を行う等を想定しています。

また、地域公共交通再編事業を実施するための「地域公共交通再編実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、関係法令の特例措置を受けることができます。

・ **地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令**
(平成 26 年政令第 356 号)

この政令は、平成 26 年 10 月 31 日に閣議決定、同年 11 月 6 日に公布、同年 11 月 20 日に施行されています。

同政令により、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成 19 年政令第 297 号）が改正されており、これにより、軌道事業の特許を要する地域公共交通再編実施計画について国土交通大臣の認定を受けようとする者について、申請書等を地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならないこととしました。

・ **地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令**
(平成 26 年国土交通省令第 87 号)

この省令は、平成 26 年 11 月 20 日に公布・施行されています。

同省令による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号）が改正されており、法第 2 条第 11 号において国土交通省令で定めることとされた地域公共交通再編事業を定義するとともに、地域公共交通再編実施計画の認定手続等を定めております。

・ **地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針**
(平成 26 年総務省告示・国土交通省告示第 1 号)

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針については、改正法の施行に伴い、「持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する事項」を追加したことに加え、地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項や地域公共交通再編事業に関する留意事項を記載するなど、全面的な変更を行っております。

地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に基づき作成することとされているため、同計画の作成を検討されている場合には、同計画と地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針との整合性についても留意して頂くこととなります。

以上、改正法による新しい地域公共交通の活性化及び再生のための制度について、紹介いたしました。なお、改正前の法に基づく地域公共交通総合連携計画については、既に 601 件が策定されております。同計画については、法改正により法定計画ではなくなりますが、引き続き、地域の任意の計画としてご活用頂ければ幸いです。

また、今後新たに法の枠組みを活用する場合には、地域公共交通網形成計画を作成する必要がございますので、改正後の法律、基本方針等を御参照しつつ、御検討いただければと存じます。

新たな制度について、ご不明な点がある場合には、お近くの地方運輸局・運輸支局等までお気軽にお問い合わせ下さい。

(2) 地域公共交通網形成計画の送付について ～京都府等及び四日市市が全国で第1号～
(総合政策局公共交通政策部交通計画課)

地域公共交通活性化再生法の一部改正法の施行後、全国で第1号となる地域公共交通網形成計画について、12月19日(金)に京都府等及び四日市市からそれぞれ国土交通大臣への送付がありましたのでお知らせいたします。

○ 策定主体

・「北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画」

京都府、兵庫県、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、豊岡市

・「四日市市地域公共交通網形成計画」

四日市市

両計画には、北近畿タンゴ鉄道及び四日市あすなろう鉄道について、公有民営化等による事業構造の変更を行う鉄道事業再構築事業が位置付けられており、今後、関係地方公共団体と事業者が共同で鉄道事業再構築実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請する予定です。

▽計画の概要等詳細につきましては、以下にございますのでご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000072.html

(3) 社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会合同会議の開催
について (総合政策局公共交通政策部参事官 (総合交通))

11月17日(月)の計画部会合同会議において、9月に実施したパブリックコメントの結果等を踏まえた「交通政策基本計画(案)」が審議され、概ね了承されました。

※パブリックコメント…実施期間：9月5日(金)～9月25日(木)、意見総数：計84者335件
計画案においては、

- A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現
- B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築
- C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

の3つの基本的方針を設定し、目標、施策を数値指標も含めて記載しています。

特に、基本的方針Aにおいては、「コンパクト+ネットワーク」の実現など、人口急減、超高齢化の中での地方創生に向けた視点を盛り込んでおり、地域交通に関する施策や数値目標についても記載しています。

具体的には、「コンパクト+ネットワーク」の形成に資するため、「地域公共交通網形成計画」の着実な策定を促し成功例の積み上げにつなげることとし、数値目標として、改正法に基づく地域公共交通網形成計画の策定数を2020年度までに100件とすることを掲げています。

また、地域公共交通ネットワークの再構築に向け、デマンド交通などの多様な手法・交通手段の活用によるベストミックスを実現することとし、数値目標として、デマンド交通の導入数を2020年度までに700市町村(2013年度：311市町村)とすることなどについても盛り込んでいます。

その他にも、LRT・BRT等の導入推進やコミュニティサイクルの活用・普及、車両のバリアフリー化やホームドアの設置、交通系ICカードの利用エリアの拡大などについて幅広く記載しています(別紙参照)。

今後は、「交通政策基本計画（案）」の閣議決定に向け、手続きを適切に進めていくこととしています。

▽ 今般審議された「交通政策基本計画（案）」の内容（別紙）をはじめ、交通政策基本計画の検討状況については、以下のホームページに掲載しておりますので、是非ご参照いただければと思います。

○計画部会

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_keikaku01.html

○交通政策基本計画小委員会

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s304_koutuuseisaku01.html

（４）地方公共団体が策定する交通に関する条例一覧の国交省HP掲載のお知らせ （総合政策局公共交通政策部参事官（総合交通））

平成26年12月4日をもって、交通政策基本法（平成25年法律第92号）の公布・施行より、ちょうど1年が経過しました。

この間、公共交通政策部の関係では、交通政策審議会・社会資本整備審議会において「交通政策基本計画」の案について審議が行われ、11月17日の計画部会において概ね了承されるとともに、第186回通常国会において「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、11月20日に施行されたところです。

地域公共交通ネットワークの再構築についてはこれからは本番となりますが、公共交通政策部では、地方公共団体における総合的な交通政策の推進を後押ししていくため、12月4日付けで、これまでにいくつかの地方公共団体において策定された公共交通の利用促進等に関する条例の一覧を紹介するページを、国土交通省ホームページ「交通政策基本法に基づく政策展開」の中に作成いたしました。

このような取組が広く普及するよう、この場をお借りして紹介させていただくとともに、今後新たに条例を制定された際には、是非ご一報いただきますようお願いいたします。

▽以下のページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000056.html

（５）地域公共交通支援センターの掲載事例の更新について （総合政策局公共交通政策部交通計画課）

現在、総合政策局公共交通政策部では、地域公共交通の確保・維持に係る全国の先進事例を一元的に、常に最新の情報を発信するための地域公共交通支援センターを開設しています。

今般、地域公共交通支援センターに掲載している地域公共交通活性化事例につきまして、掲載内容を全体的に更新しましたのでお知らせ致します。地方運輸局等を通じて更新作業を行ったところ、修正160件・追加28件・削除25件の作業を実施し、掲載事例は全220件となりました。

今後、自治体への通知や地方運輸局等HPへの掲載を行い、随時情報の更新、追加等に努めて参ります。

▽地域公共交通支援センター

<http://koutsu-shien-center.jp/>

(6) 「地域鉄道のあり方に関する検討会」開催のご報告
(鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室)

人口減少社会において地域の活力を維持、強化するために地域公共交通ネットワークの確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、「交通政策基本法」の制定、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正が実施され、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するための環境整備が進められています。

こうした中で、地域鉄道は、住民の移動や観光振興など地域の基盤として重要な役割を担っていますが、厳しい経営状況の中で、安全輸送の確保など様々な課題を抱えています。このため、本検討会を開催し、地域鉄道の現状と課題を整理し、課題解決の方策等を議論するとともに、関係者間で共有化を図ることとしております。

第1回検討会(11月27日開催)では、①地域鉄道の現状や、②地域鉄道の課題及び検討の視点について、委員の皆様からご意見等を頂いたところです。また、第2回検討会(12月22日開催)では、委員及び関係団体からのヒアリングを行い、意見交換を行いました。今後も、引き続き、検討を行い、年度末までに、とりまとめを行う予定です。

- 「地域鉄道のあり方に関する検討会」(第1回)の開催について
http://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo05_hh_000052.html
- 「地域鉄道のあり方に関する検討会」(第2回)の開催について
http://www.mlit.go.jp/report/press/tetsudo05_hh_000055.html

(7) 地方運輸局よりシンポジウム・セミナー開催のご報告
◇地域公共交通シンポジウム in 札幌
～まちづくりと交通の明日に向けて～
(北海道運輸局企画観光部交通企画課)

昨今、人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されております。その一方で、人口減少社会において地域の活力を維持、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、地域公共交通ネットワークを確保することが重要です。

このような状況を踏まえ、地域の総合行政を担う地方公共団体を中心として、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、地域公共交通活性化及び再生に関する法律が改正されました。

北海道運輸局では、地域公共交通の活性化再生に関する法律等に関する説明会に併せて、地域開発政策や地域経済でご活躍されている北海道大学公共政策大学院 小磯 修二 特任教授及び予約型乗合タクシーの取組で昨年優良団体大臣表彰を受賞した福岡県八女市 松尾 一秋 課長より講演を賜り、地域における具体的な制度活用の糧としてもらうことを目的として、地域公共交通シンポジウムを開催いたしました。

当日は、自治体、交通事業者などさまざまな業界から200名を超える多くの皆様にご参加をいただきました。

▽シンポジウムの開催概要及び資料は、以下の北海道運輸局 HP に掲載しております。

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/tiikikoukyoukoutsuu/63shinpojiumu/index.html>

プログラム

◆第1部 基調講演

①「人口減少時代における地域戦略～地域公共交通の役割～」

北海道大学公共政策大学院 特任教授 小磯 修二 氏
(元釧路公立大学学長)



②「ふる里の暮らしを支える公共交通～八女市予約型乗合タクシーの取り組み～」

福岡県八女市 総務部地域支援課 課長 松尾 一秋 氏
(平成 25 年地域公共交通優良団体大臣表彰 八女市地域公共交通協議会)



松尾 一秋 氏

◆第2部 説明会

- ① 地域公共交通活性化再生法一部改正の活用による公共交通網の再構築について
- ② 改正都市再生特別措置法等について
- ③ 質疑応答

(7) 地方運輸局よりシンポジウム・セミナー開催のご報告

◇地域公共交通シンポジウム in 仙台

～コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて～
(東北運輸局企画観光部交通企画課)

東北運輸局では、平成 26 年 11 月 25 日（火）にメルパルク仙台（仙台市宮城野区）において、「地域公共交通シンポジウム in 仙台～コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて～」を東北地方整備局と共同で開催致しました。

当日は地方自治体、交通事業者をはじめ 220 名を超える多くの皆様にご参加いただきました。

まず、弘前大学大学院地域社会研究科長の北原啓司氏より、「東北発コンパクトシティと地域公共交通」と題し基調講演をいただき、「コンパクトシティとは、『まちの形がコンパクトな都市』という意味ではなく、その地域に暮らす人々のライフスタイルの変化を誘導し、コンパクトなライフスタイルを実践すること」「これからの地域公共交通は、地域住民等の参画による多様な主体の連携から生まれる『C o 交通』という考え方が必要である」といった示唆に富んだお話をいただきました。



続いて、先進的取組みを進めている富山市より「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」、山形県鶴岡市より「鶴岡市の地域公共交通確保維持活性化の取組み」というテーマで事例を報告いただきました。

さらに、パネルディスカッションでは、基調講演をしていただいた北原教授のコーディネートのもと、宮城大学の徳永幸之氏、福島大学の吉田樹氏、いわて地域づくり支援センターの若菜千穂氏、富山市の京田憲

明氏をパネリストとして「まちづくりと連携した持続的な地域公共交通を実現するために」をテーマに議論を交わしました。

シンポジウムの参加者からは、「それぞれの都市に見合った政策が必要だと感じた」、「ただ単に『まちの縮小』ではいけないということを深く考えさせられた」、「交通事業者としてどのように取り組むべきか、非常に考えさせられた」等の声が寄せられました。

東日本大震災からの復興、全国を上回る高い高齢化率・人口減少率等の課題を抱えた東北にとって「持続可能なまち・交通の形成」は、待ったなしです。

東北運輸局では、東北地方整備局と連携し、今後も地域の皆様と連携・協働を図りながら、地域づくりと公共交通について考えて参ります。当シンポジウムが、地域の創意ある取組みのご参考となることを祈念しています。

▽シンポジウムの資料等は、東北運輸局ホームページからご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ks/new%20page/ks-sub10-02.html>

(7) 地方運輸局よりシンポジウム・セミナー開催のご報告

◇地域公共交通セミナー2014 in 関東

～『まち・ひと・しごと創生』コンパクト+ネットワークの構築に向けて～

(関東運輸局企画観光部交通企画課)

本年5月21日に公布されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が、同年11月20日に施行されました。

関東運輸局においては、改正法の施行日に合わせて、関東地方整備局との共催により、地域公共交通ネットワークの再構築・コンパクトなまちづくりに向けた制度説明に、地域公共交通マイスターである為国孝敏氏による基調講演を交えた「地域公共交通セミナー2014 in 関東」を開催いたしました。

冒頭、国土交通省総合政策局奈良平次長より、人口減少等を背景に公共交通を取り巻く環境は厳しいが、熱心な地方を応援し、その取組を各地に水平展開していきたい旨の挨拶がありました。制度説明後には、為国孝敏氏より、栃木県佐野市におけるまちづくりと連携した市営バスの取組の解説のほか各地における取組の紹介がなされ、地方公共団体が自ら主体となって住民を巻き込んでいくことの重要性等について御講演をいただきました。

今回のセミナーは、地域公共交通ネットワークの再構築・コンパクトなまちづくりに取り組まれる地方公共団体・公共交通事業者の担当者の皆様の一助となることを目指したものでありますが、セミナーに限らず、制度についての疑問、相談等ございましたら、お気軽に関東運輸局まで御連絡ください。

【開催概要】

○日 時：平成26年11月20日（木）13：30～17：15

○会 場：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階大ホール

○参加者：241名

○対象者：地方公共団体及び公共交通事業者の担当者等

(7) 地方運輸局よりシンポジウム・セミナー開催のご報告

◇地域公共交通活性化セミナーin 富山・松本
～「コンパクト+ネットワーク」in 富山・松本～
(北陸信越運輸局企画観光部交通企画課)

北陸信越運輸局では、地域公共交通活性化再生法の一部改正法の施行を間近に控える中、平成 26 年 11 月 10 日(月)～11 日(火)には富山市内において、また、平成 26 年 11 月 12 日(水)～13 日(木)には松本市内において、標記セミナーを開催しましたので、その様子をご紹介します。

◆セミナー 1 日目の概要

○参加対象：地方自治体職員、交通事業者等の協議会関係者、運輸局関係者

○参加者数：富山会場 76 名、松本会場 68 名

1 日目は、冒頭の当運輸局瀬井企画観光部長及び松井長野運輸支局長の開会挨拶に続き、新潟大学経済学部准教授の大串葉子氏より「交通政策基本法から基本計画へ」と題して基調講演を行って頂き、委員としてご活躍頂いている立場から「交通政策基本法の特徴」や「交通政策基本計画の議論の方向性」、また「公共交通をどうしていくのか」といった観点からのご説明を頂きました。



大串氏による基調講演(富山会場)

大串氏の基調講演の後、今年 7 月に地域公共交通優良団体大臣表彰を受賞した松本市地域公共交通活性化協議会事務局の高野敬吾氏より、「松本市の交通政策」と題して受賞事例発表を行って頂きました。



高野氏による事例発表(松本会場)

その後、本省総合政策局公共交通政策部交通計画課から「地域公共交通活性化再生法の改正と交通政策基本計画について」の説明(富山会場では都市局都市計画課から「都市再生法の改正等について」の説明も行い)、セミナーの 1 日目は終了となりました。

◆セミナー 2 日目の概要

○参加対象：地方自治体職員、運輸局関係者

○参加者数：富山会場 29 名、松本会場 28 名

2 日目は、冒頭にケーススタディとして、富山会場では松本市と富山市から、松本会場では南信州広域連合と黒部市から「形成計画策定に向けた現在の取組状況」について発表を行って頂きました。

その後、参加者は 3 つのグループに分かれ、「地域公共交通の確保・維持の現状と課題」や「網形成計画策定に関する意向と課題、必要な支援」等のテーマについてグループ別意見交換を行い、最後に当運輸局田村交通企画課長が 2 日間のまとめを行ってセミナーは終了となりました。



意見交換会の様子(松本会場)

セミナーの参加者からは、「大串先生のお話から本省での検討委員会の様子がよく分かった」、「他の自治

体の形成計画策定の準備状況が分かって参考になった」、等の声が上がっており、北陸信越運輸局では、セミナーや勉強会の開催による人材育成等に、今後も引続き積極的に取り組んでいくこととしています。

(7) 地方運輸局よりシンポジウム・セミナー開催のご報告

◇公共交通シンポジウム in 中部

～持続可能なまちづくりと地域公共交通ネットワーク形成～

(中部運輸局企画観光部交通企画課)

現在、我が国は人口減少、高齢化、厳しい財政状況等、様々な制約に直面しています。今後ますます厳しくなっていくこれらの制約下においても、国民の安全・安心を確保し、地域社会の活力を維持・増進していくためには、医療・福祉、商業等の生活に必要なサービス施設を一定の地域に集約化（コンパクト化）するとともに、これらの施設とのアクセスを確保する地域公共交通ネットワークを形成することが求められています。

こういった社会情勢を踏まえ、中部運輸局では、中部地方整備局と共催で、これからのまちづくりにおける公共交通の役割について考える機会として「持続可能なまちづくりと地域公共交通ネットワーク形成」をテーマとした公共交通シンポジウムを開催しました。概要は以下のとおりです。

○日時：平成26年12月3日（水） 13:30～17:30

○会場：ミッドランドホール（ミッドランドスクエア5階）

〈プログラム〉

◆基調講演

「持続可能な公共交通づくりが地域を持続可能とする」

名古屋大学大学院 准教授 加藤 博和 氏



加藤 博和 氏

◆リレー講演

「持続可能な地域公共交通を目指して」

兵庫県 豊岡市 都市整備課 主任 宇野 友喜 氏



宇野 友喜 氏

「公共交通体系の再編を目指して～高松市の取組」

香川県 高松市 交通政策課 主査 宮武 伸宇 氏



宮武 伸宇 氏

◆パネルディスカッション

「持続可能なまちづくりと地域公共交通ネットワーク形成」

〈コーディネーター〉

加藤 博和 氏（名古屋大学大学院 准教授）

〈パネリスト〉

村山 顕人 氏（東京大学 准教授）

宇野 友喜 氏（兵庫県 豊岡市 都市整備課 主任）



村山 顕人 氏

宮武 伸宇 氏（香川県 高松市 交通政策課 主査）
上田 大輔（中部運輸局 企画観光部 部長）
藤井 利幸（中部地方整備局 建政部 都市調整官）



藤井 利幸



上田 大輔

▽シンポジウムの資料は、以下のホームページに掲載しております。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/index.html>

（中部運輸局 創ろう！地域公共交通HP）

（7）地方運輸局よりシンポジウム・セミナー開催のご報告

◇地域公共交通セミナーin 関西

～コンパクト・プラス・ネットワークの地域づくりに向けて～

（近畿運輸局企画観光部交通企画課）

近畿運輸局では、平成26年12月8日（月）、ホテルプリムローズ大阪（大阪市中央区）において、近畿地方整備局との共催による「地域公共交通セミナーin 関西～コンパクト・プラス・ネットワークの地域づくりに向けて～」を開催いたしました。

本セミナーは、主に地方自治体や交通事業者の実務担当者を対象に、本年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法の制度概要等に関して理解を深めていただくとともに、交通とまちづくりを一体的に考え、地域の交通問題の解決を目指すことを目的に開催したものです。当日は、約200名の方々にご参加いただき、盛況なセミナーとなりました。



セミナーでは、近畿運輸局 中村企画観光部長による開会挨拶に始まり、基調講演として、京都大学大学院工学研究科・医学研究科 安寧の都市ユニット特定教授の土井 勉氏より『持続可能な地域公共交通の実現に向けて』と題して、法改正の背景にある考え方やまちづくりと連携して公共交通を考えることの重要性について、ご講演いただきました。続いて、国土交通本省担当者から、地域公共交通活性化再生法及び都市再生特別措置法の改正概要に関してご説明いただきました。



セミナー終了後、参加者の方々からは、「土井先生による公共交通に係る実質的な諸課題等の説明があった上で、国交省職員による実務的な説明があったので、理解し易かった。」「自治体と交通事業者が『まちづくりの視点』を共有できるきっかけづくりになった。」「事例紹介の話も聞きたかった。」などの感想をいただきました。

近畿運輸局としましては、本セミナーの開催を機に、地域公共交通に関する創意工夫された取り組みが各地域で積極的に展開されることを期待いたしますとともに、地域活性化に貢献できる人材育成研修の実施や地域公共交通の重要性を広く発信するためのセミナー等を開催してまいりたいと考えておりますので、引き

続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

(7) 地方運輸局よりシンポジウム・セミナー開催のご報告

◇交通実践セミナーin 広島

～まちづくりと一体となった地域公共交通の維持・充実を目指して～

(中国運輸局企画観光部交通企画課)

各地域が抱える地域公共交通の諸課題を解決するきっかけにさせていただくことを目的として、中国運輸局企画観光部と中国地方整備局建政部が連携し、平成26年11月10日(月)シェラトンホテル広島において、「まちづくりと一体となった地域公共交通の維持・充実を目指して」と題し、『交通実践セミナーin 広島』を開催しました。当日は、管内の地方公共団体、交通事業者等、約160名もの方々にご参加頂きました。



早稲田大学 森本教授

セミナーでは最初に、早稲田大学理工学術院 森本教授から「集約型都市と地域公共交通」と題して、人口減少社会が到来し都市中心部で空き家などの空白地帯が増加しているなかで、持続可能な社会の実現のためには、ネットワーク型コンパクトシティへ誘導する交通戦略が必要であること、また、ネットワーク型コンパクトシティには基軸となる公共交通が必要であることなど、具体的な取組事例も紹介いただきながらご講演をいただきました。



金沢市 浅川部長

また、まちづくりと一体となった取組の事例紹介では、まず、石川県金沢市 浅川交通政策部長から「北陸新幹線開業と金沢の二次交通について」と題して、平成27年3月の北陸新幹線の金沢開業に伴う経済的な効果を高めるため、魅力的なまちづくりと一体となった市内周遊のための二次交通網の整備や地域資源を活用した入り込み観光客拡大のための施策を行っていること等のお話がありました。



豊後大野市 古庄副主幹

最後に、大分県豊後大野市 古庄副主幹から「豊後大野市の公共交通について」と題して、コミュニティバス等の運行状況のデータ化、運行見直し基準の設定(トリガー制度)及び見える化、地域住民とのきめ細やかなコミュニケーション、バス停コンテストの実施など、公共交通を地域で共に守り育てていく具体的な取組事例のお話がありました。

中国運輸局は、今後もこのようなセミナー開催等を通じ、中国地方の地域公共交通が持続的に確保維持されるよう、地域の皆さまとともに課題解決に向けて取り組んで参ります。

▽詳細な内容は、下記の中国運輸局ホームページをご参照ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kikaku/seminor20141110.html>

(7) 地方運輸局よりシンポジウム・セミナー開催のご報告

◇まちづくりと地域公共交通のあり方を考えるシンポジウム2014 IN 四国
～未来の四国のための「コンパクト+ネットワーク」～
(四国運輸局企画観光部交通企画課)

四国は、全国よりも約20年早く、1985年をピークに人口が減少に転じており、また、全国平均よりも約10年早く高齢化が進行している状況にあります。国土交通省国土政策局の試算では、2050年には73%の地域で人口が半分以下になり、うち25%の地域で人が住まなくなるという厳しい見通しも示されています。

平成26年11月26日(水)に、四国運輸局と四国地方整備局共同で開催した標記シンポジウムでは、このような「人口急減・超高齢化」という大きな課題の解決の糸口として、まちづくりと公共交通を取り上げました。

石井国土交通審議官の開会挨拶では、地方創生に係る政府の動向や「国土のグランドデザイン2050」で示されたキーワード「コンパクト+ネットワーク」の考え方についてご紹介されるとともに、特に課題先進圏である四国においては、取組の難しさを乗り越えて果敢にチャレンジしてほしいと述べられました。

基調講演では、大阪大学大学院土井健司教授より、「まちづくりと公共交通の共発展」と題し、公共交通を軸としたコリドーにまちづくりを転換させていく「コンパクト+ネットワーク」、ゆっくりと短距離を結ぶ移動ニーズに応えたまちづくり交通、トランスモーダル、ネットワークのユーザビリティ評価、共発展プロセスにおける交通結節点の重要性についてご説明がありました。

続いて、国土交通省からの改正都市再生特別措置法、改正地域公共交通活性化再生法の制度説明がありました。

事例紹介では、本年地域公共交通優良団体大臣表彰を受賞した高松市、高知県中央地域の主要交通機関である土佐電鉄と高知県交通の経営統合において主要な役割を果たした高知県、中心市街地活性化に関し様々な取組を行っている松山市より、現状の取組についてご紹介いただきました。

参加者からは、特に講演や事例紹介について評価が高く、四国運輸局では、今後のセミナー等を通じて、人材育成やベストプラクティスの共有等に努めるとともに、四国地方整備局等と連携して地域の身近な相談窓口としての役割を積極的に果たしつつ、コンパクトなまちづくりと地域公共交通ネットワークの再構築を図る地域の取組を後押ししてまいります。

◆編集後記(国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課)

いつもご愛読いただきありがとうございます。国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課の池田です。

今年も終わりが近づいておりますが、皆様にとってどのような1年でしたでしょうか。公共交通政策部は、大きな動きのある1年でした。既にご承知おきかと思いますが、地域公共交通活性化再生法の一部改正法が

5月に公布、11月に施行されました。まちづくりと連携し自治体が主導となって、地域公共交通ネットワークの再構築を推進することとなり、各地方ブロックで説明会も開催させて頂きました。また、交通政策基本法の施行から12月で1年を迎え、交通政策基本計画策定に向けて審議会で検討を重ねて参りました。

今回の内容は、これらを踏まえ、年末特大号としてお届けいたしました。いかがでしたでしょうか。

今年も残すところあと約1週間となり、世間も年の瀬の雰囲気が漂い慌ただしくなっていますね。私も法施行に向けて活気づく公共交通政策部に異動し約半年が過ぎようとしておりますが、実地見学や出張に行っ
て色々と学んだ1年でした。また、本メールマガジンの発行担当となり、紙面を通じてですが公共交通政策
に関して情報提供させて頂きました。来年も国土交通省本省や各地方運輸局からの有益な情報を提供してい
きますので、引き続き、本メールマガジンをご愛読いただければ嬉しく思います。どうぞよろしくお願いい
たします。

★全国に共有したい情報等ございましたら、下記問い合わせ先または最寄りの地方運輸局企画観光部交通企
画課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 池田

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館3階)

TEL : 03-5253-8275 (直通) FAX : 03-5253-1513

E-mail : koutukeikaku_joho@mlit.go.jp

国土交通省HP (情報発信のページ) :

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000039.html



総合政策局公共交通政策部

公共交通利用促進キャラクター のりたろう

◇お願い (近畿運輸局)

本メールは、様々な情報等を展開することにより、国土交通省総合政策局の公共交通施策全般について、皆様に感心を持って頂くことを目的とするものですが、これに加えて地方運輸局独自の情報発信も積極的に行って参りたいと考えております。

つきましては、皆様におかれまして、関係者皆様 (配信先は以下のとおり。) へお伝えしたい情報等がありましたら、本メールを通じてお届けしたいと考えておりますので、下記メールアドレスまでご連絡くださるようお願いいたします。

mailto: kinki-kikakuka@kkt.mlit.go.jp

(配信先)

- ① 有識者
- ② 近畿内府県庁
- ③ 近畿内全市町村
- ④ 近畿内バス関係団体・タクシー関係団体
- ⑤ 船舶関係団体
- ⑥ 鉄道関係団体
- ⑦ ④~⑥の団体に所属していない交通事業者

